

## 豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための令和7年度政府予算に係る意見書

学校現場は、いじめ・不登校の増加による対応や教職員の多忙化・未配置など課題が山積している。

学級編制標準の35人への引下げは、令和7年度の小学校第6学年まで段階的に実施されているが、引き続き、中学校・高等学校においても同様の措置が必要である。その上で、安定的に教員を採用するためにも、35人へ引き下げる開始年度を早急に決定する必要がある。加えて、きめ細かい教育活動をするためにも、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

全国の不登校児童生徒数は、令和4年度も過去最多となり、子どもや保護者などに対する相談や心のケアなどを担うスクールカウンセラーは、学校現場に欠かせない職となっているが、神奈川県においては、令和6年度は全606校の小中学校に対して264人の配置となっており、特に小学校への配置が不足している。その不足分は市町村費で配置せざるを得ない状況にあるが、本来は、国の予算で全ての学校に配置されるべきである。さらに、スクールカウンセラーがその役割を十分に果たすためにも、常勤化を進めるべきである。なお、スクールソーシャルワーカーについては、僅か50人の配置にとどまっている状況にある。

加えて、令和6年度から、校内教育支援センターに登校している児童生徒の居場所の確保等を目的に、支援員174人分の予算が措置されたが、1週間当たり12時間の配置であることから、当該センターに登校している児童生徒のニーズに応えるには不十分な状況にある。

それぞれがその役割を十分に果たし、指導・相談体制の充実を図るためにも、国の予算において、全ての学校に多様な専門性を有するスタッフが常勤化できるだけの財源の確保が必要である。

小学校高学年における教科担任制の加配は、授業の準備時間の確保ができるなど豊かな学びにもつなげるため、学校現場からは効果があるとの声が聞かれるが、これまで加配措置されていた少人数・TT加配からの付け替えが行われている。少人数・TT加配についても、きめ細かい教育活動のため、有効に活用していたことから、豊かな学びの実現のためには既に加配措置されている加配は維持した上で、さらに拡充していく必要がある。また、スクール・サポート・スタッフの配置についても、多くの教職員が負担軽減への効果を感じていることから、さらなる活躍を推進するため、常勤化が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識

され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、次の措置を講じられたく強く要請する。

1 中学校・高等学校における35人以下学級への学級編制標準の引下げを早急に決定すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2 豊かな学びの環境を実現するための教育予算増額と今日的教育課題のための教育職員の常勤化を含めた教職員定数改善を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月7日

小田原市議会

衆議院議長	参議院議長	} あて
内閣総理大臣	総務大臣	
財務大臣	文部科学大臣	